

公 告

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（昭和46年愛知県条例第6号）第6条第4項の規定に基づき、令和6年4月1日以後の利用から適用される愛知県総合射撃場の利用料金の額を次のように承認した。

令和6年3月29日

愛知県知事 大村 秀章



愛知県総合射撃場の利用料金の額

使用料金の名称	区 分	単 位	利用料金の額 (単位円)	備考			
会議室	第1会議室	午前	900				
		午後	1,400				
	第2会議室	午前	600				
		午後	800				
	第3会議室又は第4会議室	午前	700				
		午後	900				
射撃施設	第1射撃場	専用利用		4時間につき	40,500		
				8時間につき	69,600		
		一般利用	紙標的利用	学生及び生徒	一人一時間につき	100	
				その他の者	一人一時間につき	150	
			電子標的利用	学生及び生徒	一人一時間につき	220	
				その他の者	一人一時間につき	340	
	第2射撃場	専用利用		4時間につき	40,500		
				8時間につき	69,600		
		一般利用	紙標的利用	学生及び生徒	一人一時間につき	100	
				その他の者	一人一時間につき	150	
			電子標的利用	学生及び生徒	一人一時間につき	220	
				その他の者	一人一時間につき	340	
	第3射撃場	専用利用	スラグ弾を使用する場合		4時間につき	41,900	
					8時間につき	71,700	
			その他の場合		4時間につき	33,500	
					8時間につき	57,300	
		一般利用	スラグ弾を使用する場合		一人一時間につき	1,200	
			その他の場合		一人一時間につき	900	
	第4射撃場	専用利用		一面一日につき	18,400		
		一般利用		一人一回につき	600		
	実費加算	第4射撃場において 標的放出機を使用する 場合	ラビット放出機		標的1枚につき (鉛対策費5円含む)	105	
			ラビット放 出機放出機 以外	パウダークレー を使用する場合	標的1枚につき (鉛対策費5円含む)	90	
				その他の場合	標的1枚につき (鉛対策費5円含む)	45	

この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。